

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ファミリーの定款第8条及び第21条の規定に基づき役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬の総額)

第3条 役員等は各年度の報酬総額が次の金額を超えない範囲で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

- (1) 全理事の報酬総額は、年間で4,000万円以内とする
- (2) 全監事の報酬総額は、年間で100万円以内とする
- (3) 全評議員の報酬総額は、年間で200万円以内とする（定款第8条）
- (4) 評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間で50万円以内とする

(役員等の執務報酬)

第4条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等において、法人及び施設の運営のために職務の執行にあたった場合は、「別記」により報酬を支払うことができる。

- 2 理事で職員として給与を支給している者については、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員等が、法人業務のためその職務の執行に当たって負担した費用を支払うことができる。

- 2 宿泊を伴う場合あるいは、各施設拠点ないしは自宅より公共交通機関等を使用し概ね2時間を超える場合を出張とする。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員等は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡の作成に協力するものとする。

附則

この規程は、2009年4月1日から施行する。

改正附則 第1条 この規程は、2013年5月26日に名称を改め、役員報酬に関する規程から役員執務規程とした。

改正附則 第2条 この規則は2013年4月14日に遡って適用する。

この規程は、2014年6月1日から一部変更する。

この規程は、2016年4月1日から一部変更する。

この規程は、2017年6月1日から変更する。

この規程は、2021年3月1日から変更する。

別記

名 称	日額報酬	業 務
理事長	60,000円	執務1回につき
業務執行理事会長	60,000円	執務1回につき
業務執行理事		業務執行理事の執務手当として 月額20,000円を支給することができる。
理事	30,000円	執務1回につき。但し、職務を兼務する理事は 適用しない。
監事	30,000円	理事長が招集する会議1回につき

評議員	30,000円	執務1回につき
-----	---------	---------

評議員選任・解任委員会委員	30,000円	執務1回につき
---------------	---------	---------

別表2 旅費・宿泊費等

名 称	報酬(日当)	乗船車賃	宿泊費	その他
理事長	10,000円	実費	10,000円	実費
業務執行理事会長	10,000円	実費	10,000円	実費
業務執行理事	5,000円	実費	10,000円	実費
理事	5,000円	実費	10,000円	実費
監事	5,000円	実費	10,000円	実費

評議員	5,000円	実費	10,000円	実費
-----	--------	----	---------	----

評議員選任・解任委員会委員	5,000円	実費	10,000円	実費
---------------	--------	----	---------	----

※1 宿泊費を超える場合は任命者承認を得て実費精算とする

※2 グリーン車、飛行機は任命者承認を得た場合利用できる